

建築物の解体等における石綿対策

～石綿障害予防規則を解説します～

事業者は、建築物、工作物、鋼製の船舶の解体・改修などを行うに当たり、石綿が使用されているか事前に調査する必要があります。

石綿があった場合(石綿含有率0.1%超え)は、労働者の石綿粉じんへのばく露防止のため、石綿障害予防規則に定める措置を行う必要があります。

対象作業

建築物、工作物、鋼製の船舶の
解体、破砕、改修 または
石綿の除去、封じ込め・囲い込み

上記のうち封じ込め・囲い込みは、吹き付け石綿や石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材が対象です。これ以外の場合であっても、～の規定の一部は、すべての石綿取扱い作業に適用されます。

石綿（アスベスト）とは

石綿は、耐熱性に優れているなどの特性があるため、建築材料を中心に、さまざまな用途に使用されてきました。

石綿の粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を発生させるおそれがあります。

●石綿肺（じん肺の一種）

肺が線維化するもので、せきなどの症状があり、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

●肺がん

肺にできる悪性の腫瘍です。

●胸膜、腹膜などの中皮腫（がんの一種）

肺を取り囲む胸膜などにできる悪性の腫瘍です。

現在はその製造、輸入、譲渡、提供、使用が法令により全面的に禁止されています。

石綿則に基づく措置の流れ

発注者などからの情報提供

石綿なしの場合も含む

事前調査の実施、結果の記録・掲示、 労働基準監督署への報告

石綿なしの場合も含む

石綿使用あり
（「使用あり」と
みなした場合を含む）

作業計画の作成、労働基準監督署への届出

特定の建材を除去するなど一部の作業が対象

隔離・立入禁止などの作業前の準備

作業中の措置（作業方法）

作業者は保護具などを着用しなければなりません。

作業後の措置など

作業に使用した器具や保護具などについては、付着したものを除去しなければ、作業場外に持ち出すことはできません。

石綿作業の資格・教育・健康診断・記録

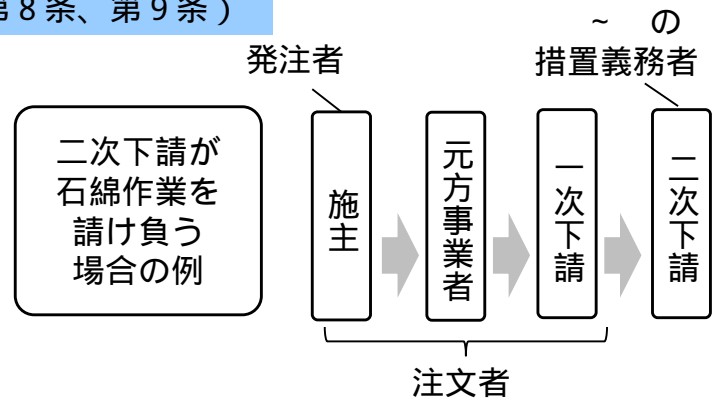


石綿から労働者の健康を守るため必要な対策

・発注者などからの情報提供（石綿則第8条、第9条）

p.1の対象作業の発注者は、その建築物等の設計図書、過去の調査記録などによる石綿含有建材の使用状況について、工事の請負人に対し通知するよう努めなければなりません。

p.1の対象作業の注文者は、作業を請け負った事業者が労働安全衛生法令を遵守できるような契約条件（解体方法、費用、工期など）となるよう配慮しなければなりません。



・事前調査の実施、結果の記録・掲示、労働基準監督署への報告

1. 事前調査（石綿則第3条）

p.1の対象作業を行うときは、工事対象となる全ての部材について、あらかじめ、「設計図書等の文書」及び「目視」により、石綿等の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。

上記の調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査をしなければなりません。

ただし、石綿が使用されているとみなして石綿則に基づく対策を行う場合、分析調査の必要はありません。

事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要があります。

○建築物の事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定）
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録されたもの

○船舶（鋼製の船舶に限る）の事前調査を実施することができる者

- ・船舶石綿含有資材調査者

○石綿が使用されているおそれのある工作物の事前調査を実施することができる者（**令和8年1月1日施行**）

- ・工作物石綿事前調査者

○分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了審査に合格した者
- ・公益社団法人日本産業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

2. 調査結果の記録・掲示（石綿則第3条第7・8項）

事前調査（分析を含む）の結果を記録しなければなりません。また、調査を終了した日、調査の方法、結果の概要について、作業場の見やすい箇所に掲示しなければなりません。

石綿が無かった場合も必要です。

○調査結果として、次の項目を記録しなければなりません。

【調査結果の記録項目】

- ・事業場の名称、住所、電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・事前調査の終了年月日
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

○調査結果の記録の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示すること

○調査結果の記録は3年間保存すること

3. 労働基準監督署への報告（石綿則第4条の2）

次のいずれかの工事を行おうとする施工業者（元請事業者）は、労働基準監督署に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります（石綿事前調査結果報告システムをご利用ください）。

【報告が必要な工事】

解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事

であって、建築物の解体工事以外のものをいう

請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

請負金額は、消費税も含めた額をいう

請負金額が100万円以上の工作物の解体工事・改修工事

・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器 ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・暖房・冷房・排煙設備を除く） ・焼却設備 ・煙突（建築物に設ける排煙設備を除く） ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く） ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く） ・変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む） ・トンネルの天井版 ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁 ・天井版 ・遮音壁 ・軽量盛土保護パネル

総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

各種手続きについて

事前調査結果報告システム
の操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・基本操作編、詳細機能編」を参照ください

GビズIDについて



GビズIDトップ画面「gBizIDで行政サービスへのログインをかんたん」をご確認ください（他ご不明点はお問合せ先まで）

・作業計画の作成、労働基準監督署への届出

1. 作業計画の作成（石綿則第4条）

の1による事前調査の結果、石綿が使用されていたとき及び使用ありと見なした場合は、次の事項について**作業計画**を定め、それに沿って作業を行わなければなりません。

- (1) 作業の方法、順序
- (2) 石綿粉じんの発散を防止・抑制する方法
- (3) 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

2. 労働基準監督署への届出（安衛則第90条第3項、石綿則第5条）

p.1の対象作業のうち、**次の作業は、解体等作業の現場を管轄する労働基準監督署へ届出**を行わなければなりません。

吹き付けられた石綿等（石綿含有仕上げ塗材を除く）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業

石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業

建設業・土石採取業→工事開始前の14日前までに、安衛則様式第21号（建設工事計画届）など関係書類を提出

それ以外の業種→工事開始前までに、石綿則様式第1号の2（建築物解体等作業届）など関係書類を提出

・隔離・立入禁止などの作業前の準備

1. 隔離・立入禁止（石綿則第6条、第7条、第15条）

建築物や鋼製の船舶の解体などの作業について、「作業場所の隔離」「作業者以外立ち入り禁止」の適用を受ける場合は、以下の措置を行わなければなりません。また石綿等を取り扱う等の作業場には「関係者以外立ち入り禁止」の措置を行わなければなりません。

(1) 作業場所の隔離（石綿則第6条）

吹き付けられた石綿等を除去する作業を行う場合は、特に石綿粉じんの発生量が多く、隣接した場所で作業を行う労働者のばく露を防止するため、以下の措置が必要になります。ただし、同等以上の効果のある措置を行う場合は、この限りではありません。

・作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること

- 床面は厚さ0.15mm以上のプラスチックシートで二重に貼り、壁面は厚さ0.08mm以上のプラスチックシートで貼り、折り返し面（留め代）として30cm～45cm程度確保することにより、出入口および集じん・排気装置の排気口を除いて作業場所を密閉すること
- 隔離空間（作業場所及び前室）については、内部を負圧に保つため、作業に支障がない限り小さく設定すること
- 吹き付けられた石綿等の除去等の作業を開始する前に、隔離が適切になされ漏れがないことを、隔離空間の内部の吹き付けられた石綿等の除去等を行う全ての対象部分並びに床面及び壁面に貼った全てのプラスチックシートについて目視及びスモークテスターで確認すること

・作業場所にろ過集じん方式の集じん・排気装置を設け、排気を行うこと

- 集じん・排気装置は、内部にフィルタ（1次フィルタ、2次フィルタ及びHEPAフィルタ）を組み込んだものとするとともに、隔離空間の内部の容積の空気を1時間に4回以上排気する能力を有するものとする
- 集じん・排気装置は、隔離空間の構造を考慮し、効率よく内部の空気を排気できるよう可能な限り前室と対角線上の位置に設置すること。また、内部の空間を複数に隔てる壁等がある場合には、吸引ダクトを活用して十分に排気がなされるようにすること

・作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること

- これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退室するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するように互いに接続させること
- 隔離空間への入退室に当たっては、隔離空間の出入口の覆いを開閉する時間を最小限にとどめること。また、中断した作業の再開の際に集じん・排気装置の電源を入れるために入室するに当たっては、内部が負圧となっていないことから、特に注意すること
- 隔離空間からの退室に当たっては、身体に付着した石綿等の粉じんを外部に運び出さないよう、洗身室での洗身を十分に行うこと。また、作業計画を定める際には、洗身を十分に行うことができる時間を確保できるよう、作業の方法及び順序を定めること

・隔離を行った作業場所において初めて作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること

- 作業を開始する前に、集じん・排気装置を稼働させ、正常に稼働すること及び粉じんを漏れなく捕集することを点検すること

・ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときは、当該集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること

・その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検すること

・上記各点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の捕集又は増設その他の必要な措置を講ずること

- 集じん・排気装置の稼働により、隔離空間の内部及び前室の負圧化が適切に行われていること並びに集じん・排気装置を通して石綿等の粉じんの漏えいが生じないことについて、定期的に確認を行うこと
- 集じん・排気装置の保守点検を定期的に行うこと。また、保守点検、フィルタ交換等を実施した場合には、実施事項及びその結果、日時並びに実施者を記録すること
- 集じん・排気装置の稼働状況の確認及び保守点検は、集じん・排気装置の取扱い及び石綿による健康障害の防止に関して、知識及び経験を有する者が行うこと
- 吹き付けられた石綿等の除去等の作業を一時中断し、集じん・排気装置を停止させるに当たっては、空中に浮遊する石綿等の粉じんが隔離空間から外部へ漏洩しないよう、故障等やむを得ない場合を除き、同装置を作業中断後1時間半以上稼働させ集じんを行うこと

（2）作業場所の作業員以外の立入禁止（石綿則第7条）

作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。また、p.2の図に例示する元方事業者が特定元方事業者に該当する場合は、関係請負人に作業の実施についての通知や作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。

（3）作業場の関係者以外の立入禁止（石綿則第15条）

関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

2. 飲食喫煙禁止、有害性等の掲示（石綿則第33条、第34条）

石綿を取り扱う作業場での労働者の飲食喫煙を禁止し、かつ、その旨を作業場の見やすい箇所に掲示しなければなりません。また、作業場には、以下の事項を、労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。

- ・石綿等を取り扱う作業場である旨
- ・石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ・石綿等の取扱い上の注意事項
- ・当該作業場においては保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等

3. 洗身や更衣のための設備（石綿則第31条）

洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければなりません。

・作業中の措置（作業方法）

1. 保護具の着用（石綿則第14条、第44条、第45条）

建築物などの解体などの作業（石綿の除去作業を含む）や、封じ込めまたは囲い込みの作業をするときは、労働者に **呼吸用保護具**、**作業衣**または**保護衣**、を使用させなければなりません。

作業	石綿(アスベスト)等の切断等の作業		成形板の除去等作業を行う作業場で、石綿の除去等以外の作業
作業場	隔離空間内部	隔離空間外部	
保護具	電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク 	取替式防じんマスク(RS3またはRL3)  切断等を伴わない囲い込み、成形板の除去の作業の場合、取替式防じんマスク(RS2またはRL2)も可	取替式防じんマスクまたは使い捨て防じんマスク 
保護衣	フード付き保護衣	保護衣または作業衣	

2. 湿潤化（石綿則第13条）

屋内、屋外の作業場を問わず、石綿等の切断の作業等を行う場合には、石綿等の粉じんの発散を防止するため、原則として石綿を**湿潤な状態**にしなければなりません。

- ・「湿潤な状態のものとする」ための方法には、散水による方法、封じ込めの作業において固化材を吹き付ける方法のほか、除去の作業において剥離剤を使用する方法も含まれる。
- ・「湿潤な状態のものとする」とは、作業前に散水等により対象となる材料を一度湿潤な状態にすることだけでなく、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つことをいう。



3. 石綿含有成形品の除去（石綿則第6条の2・3）

○石綿含有成形品を除去する作業においては、原則として、切断等以外の方法（手ばらし）により、作業を実施しなければなりません。

- 切断等以外の方法により作業を実施することが技術上困難な場合
 - ・当該材料が下地材等と接着剤で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合
 - ・当該材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合 など

○当該石綿等を湿潤化した上で、**手工具（パール、のこぎり等）により作業を実施する。**

けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法により除去する場合は、当該作業を行う作業場所にビニールシート等で隔離（負圧に保つことは求めない）して作業を行わなければならない。

○石綿等を湿潤化した上で手工具により作業を実施することが技術的に困難な場合

○原則として**除じん性能を有する電動工具**を使用して作業を実施する。

石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合は、当該作業を行う作業場所にビニールシート等で隔離（負圧に保つことは求めない）して作業を行わなければならない。

○やむを得ず除じん性能を有していない電動工具を使用する場合は、労働安全衛生規則第333条に規定する**漏電による感電の防止措置**を講じた上で、電動工具に可能な限り水が直接かからないように留意しつつ切断面等に水を噴霧することにより石綿等を**常時湿潤な状態**にして作業を実施する。

4. 石綿含有シール剤の取り外し

- 配管などのつなぎ目に使われる石綿を含有したパッキンなどのシール材の取り外しを行うに当たっては、原則として湿潤化し、破損させないようにしましょう。
- 固着が進んだ配管などのシール材の除去を行うに当たっては、十分に湿潤化させ、グローブバッグなどによる隔離を行うようにしましょう。

・作業後の措置など

1. 隔離後の措置（石綿則第6条）

隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等を除去した部分を湿潤化するとともに、石綿等に関する知識を有する者が当該石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、隔離を解いてはなりません。

- あらかじめ、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により隔離空間の内部の清掃を行うこと
- 石綿等の粉じんが隔離空間の内部に浮遊したまま残存しないよう、清掃並びに湿潤化及び除去完了の確認後、1時間半以上集じん・排気装置を稼働させ、集じんを行うこと。なお、含有する石綿の種類、浮遊状況により、確実な集じんが行われる程度に稼働時間は長くすること
- 隔離空間の内部の空気中の総繊維数濃度を測定し、石綿等の粉じんの処理がなされていることを確認すること
- 隔離の解除を行った後に、隔離がなされていた作業場所の前室付近について、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により清掃を行うこと
- 上記作業では労働者に呼吸用保護具を使用させること

2. 容器（石綿則第32条）

石綿を運搬・貯蔵するときは、石綿の粉じんが発散するおそれがないように、**堅固な容器・確実な包装**を使用し、石綿が入っていること及びその取り扱い上の注意事項を見やすい箇所に表示しなければなりません。その**保管は、一定の場所を定めなければなりません**。

また、石綿の運搬、貯蔵等のために使用した容器・包装についても、同様の措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければなりません。

3. 工具等からの付着物の除去、衣服の隔離保管（石綿則第32条の2、第46条）

保護具は、他の衣服から隔離して保管しなければなりません。保護具、足場、器具、工具などは、作業場外に持ち出す前に、付着した物を除去するか、または**廃棄のため梱包**しなければなりません。

・石綿作業の資格・教育・健康診断・記録

1. 特別教育（安衛則第36条、石綿則第27条）

p.1の対象作業に従事する労働者に、あらかじめ、次の項目について**教育**を行わなくてはなりません。

- (1) 石綿の有害性（30分以上）
- (2) 石綿を含む製品の使用状況（1時間以上）
- (3) 石綿を含む製品の粉じんの発散を抑制するための措置（1時間以上）
- (4) 保護具の使用状況（1時間以上）
- (5) その他石綿を含む製品のばく露の防止に関し必要な事項（1時間以上）



2. 作業主任者の選任（石綿則第19条、第20条、安衛則第17条、第18条）

技能講習を修了した者のうちから、**石綿作業主任者を選任し**、作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、またはこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること、保護具の使用状況を監視すること、を行わせなければなりません。

作業主任者の氏名と実施事項を、作業場の見やすい箇所への掲示、腕章や特別の帽子の着用などにより、関係労働者に周知しなければなりません。

2名以上選任する場合は、あらかじめ、分担を定める必要があります。

3. 特殊健康診断（石綿則第40条、第43条、じん肺法）

石綿の発散する場所における業務に常時従事する／した労働者に対し、次のときに、**石綿に関する健康診断**を行わなければなりません。

- ・その労働者が石綿業務を初めて行うとき（雇入れ時または石綿業務への配置替え時）
 - ・その後、6か月以内ごとに1回ずつ（退職まで、石綿業務を離れた後も含む）
- また、その後遅滞なく、石綿健康診断結果報告書を**労働基準監督署長に提出**しなければなりません。
加えて、じん肺に関する健康診断を行わなければなりません。

4. 作業計画による作業の記録（石綿則第35条の2）

石綿使用建築物等解体作業を行ったときは、次の事項について記録を作成し、当該作業の終了後3年間保存しなければなりません。

○作業計画に従って作業を行わせたこと（写真その他実施状況を確認できる方法により記録）
（ 撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要がある ）

- ・事前調査結果等の掲示、立ち入り禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ・隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ・集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ・作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）
- ・除去した石綿の運搬又は貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況

○作業従事者及び周辺作業従事者の氏名及び作業従事期間

5 労働者ごとの作業の記録（石綿則第35条）

石綿等を取扱う等の作業場所において常時作業に従事する労働者について、氏名、作業の概要、作業従事期間、事前・分析調査の結果の概要、作業計画による作業の記録の概要、設備の故障等により石綿粉じんを大量に吸引するなどの事態が発生した場合はその概要等を記録し、**40年間保存**しなければなりません。

◆ 危険有害な作業における一人親方等に対する措置の義務化について（労働安全衛生法に基づく省令の改正について）

令和5年4月1日から危険有害な作業を行う事業者には、請負人（一人親方・下請業者）に対して局所排気装置の稼働等・保護具の使用の周知等の措置の実施が義務化されています。（詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください）

詳細は



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています

関係法令

● 「環境省 石綿（アスベスト）問題への取組」

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/>

大気汚染防止法（大防法）では、特定建築材料（吹付け石綿等）が使用されている建築物や工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出および作業基準の遵守を義務づけています。

廃棄物処理及び清掃に関する法律（廃掃法、廃棄物処理法）では、廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

● 「アスベスト問題への対応－国土交通省」

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>

建築基準法では、建築物の大規模な増改築時に吹付け石綿や石綿含有吹付けロックウールを除去する義務などが定められています。

建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）では、他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

環境省 石綿

検索

国土交通省 石綿

検索

工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで ■

○ (R 8.1.1施行)

規制内容	工事の種類		全ての解体・改修工事		
	建築物	工作物	船舶		
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●		
事前調査に関する資格者要件	●	○	●		
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●※1	●※2	●※3		
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●		
計画の届出（工事開始の14日前まで）	●※4	●※4	●※4		

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にとっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類				
	吹付石綿、保温材等の除去等	板けい酸カルシウム第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去	
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●	
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●	
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●	
作業場所の隔離	●	●	●		
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●				
作業時に建材湿潤な状態にする	●	●	●	●	
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●	
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●	
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●	
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●	
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●	
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	8 ●	